2021年11月16日

吸収合併に係る事前開示書面（追加）

福岡市中央区薬院一丁目1番1号
株式会社フォーシーズホールディングス
代表取締役　天童　淑巳

当社は、当社を吸収合併存続会社、合同会社アロマ（以下「アロマ」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）につき、2021年10月29日付けで会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づく事前開示書面を備置しておりますが、2021年1月16日付けで本合併の効力発生に係る要件の変更に係る吸収合併契約に関する変更覚書を締結したことに伴い、開示事項に変更が生じましたので、会社法施行規則第191条第7号の規定に基づき、以下のとおり変更後の事項を開示いたします。

【変更前】

第1　吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項・第782条第1項1号）

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

【変更後】

1．吸収合併契約及び吸収合併に関する変更覚書の内容（会社法第794条第1項・第782条第1項1号）

（1）吸収合併契約の内容

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

（2）吸収合併に関する変更覚書の内容

吸収合併消滅会社であるアロマとの合意に基づき、本合併の効力発生に係る要件を変更し、当社の合併契約承認機関を取締役会から株主総会へ変更いたしました。2021年1月16日付でアロマとの間で締結した「吸収合併契約に関する変更覚書」の内容は別紙1－2のとおりです。

別紙１－２（吸収合併契約に関する変更覚書）

吸収合併契約に関する変更覚書

株式会社フォーシーズホールディングス（以下「甲」という。）及び合同会社アロマ（以下「乙」という。）は、甲及び乙間の吸収合併に関する 2021 年 10 月 8 日付け合併契約書（以下「原契約」という。）について、以下のとおり吸収合併契約に関する変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。本覚書に特に定めがある場合を除き、原契約において定義された用語は本覚書においても同一の意味を有するものとする。

第１条（合併承認機関の変更）
原契約第８条（合併承認決議）を、以下のとおり変更する。

（変更前）
甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ取締役会または社員総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を得るものとする。

（変更後）
甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会または社員総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第２条（その他の事項）
本覚書に定めのない事項は原契約の規定に従うものとする。

本覚書締結の証として本書１通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和３年 11 月 16 日

甲　福岡市中央区薬院１丁目１番１号
株式会社フォーシーズホールディングス
代表取締役　天童　淑巳

乙　福岡市中央区薬院１丁目１番１号
合同会社アロマ
代表社員　株式会社フォーシーズホールディングス
職務執行者　天童　淑巳